

静岡市建設工事最低制限価格制度実施要綱の一部を改正する要綱

静岡市建設工事最低制限価格制度実施要綱（平成21年12月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、建設工事ごとに次に掲げる額を合計した額（その額が予定価格算出の基礎となった額（直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額の総額をいう。以下同じ。）に<u>10分の9</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9</u>を乗じて得た額とし、予定価格算出の基礎となった額に<u>10分の7</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては<u>10分の7</u>を乗じて得た額とする。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、最低制限価格を、予定価格に<u>10分の7</u>から<u>10分の9</u>までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、建設工事ごとに次に掲げる額を合計した額（その額が予定価格算出の基礎となった額（直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額の総額をいう。以下同じ。）に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額とし、予定価格算出の基礎となった額に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額とする。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、最低制限価格を、予定価格に<u>10分の7.5</u>から<u>10分の9.2</u>までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>4 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。